同時売却による手続きの流れ

応募

・取得要望の受付期間において、国は下記の応募資格を満たす方について、建物建設会社へ紹介します。 <応募資格>

次に掲げる以外の方。



- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- ② 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

紹介

- ・「紹介」とは問合せ者の情報を国から建物建設会社に通知するだけのものです。
- ・建物の売買契約に関する業務(折衝業務、重要事項説明、契約書の作成等)は含まれません。

建物建設会社 との交渉

- ・建物建設会社から購入希望者に適宜連絡があります。
- ・建物の売買契約に関する交渉状況について、建物建設会社から国に連絡・通知されます。



国との交渉



・建物の売買契約について建物建設会社と合意した場合、かつ、土地の購入について国の審査を経て処分相手方に決定された場合、土地の購入に係る見積り合せを実施します。なお、上記の合意後、建物建設会社から建物売買を担保する書類(建物売買予約契約書等)を入手し見積り合せまでに、写しをご提出下さい。

同時契約

- ・建物建設会社と購入希望者との建物売買契約締結
- ・国と購入希望者との土地の売買契約締結

- ・土地の購入に係る見積り合せ成立後、 国と建物建設会社それぞれによる、購 入希望者への同時売却を行います。
- ・建物建設会社との建物売買契約締結後同日中にその写しを国に提出下さい。
- ・建物登記が完了した場合には、履歴事項全部証明書を国に提出下さい。

【同時売却イメージ図】



合意

国以外の者が所有する建物

見積り合せ 成立

同時売却

- 建物建設会社と購入者 との建物売買契約
- ・国と購入者との土地の 売買契約締結



購入者の所有